

[令和7(2025)年度]

**「学校における働き方改革推進プラン(第2期)」
に基づく実態調査結果**

概要版

栃木県教育委員会



1.目的

「学校における働き方改革推進プラン（第2期）」に基づき、各学校の取組状況や教職員の勤務実態等を把握し、今後の業務改善に向けた教育政策推進の基礎資料とする

2.調査方法

(1) 調査対象期間 : 令和7(2025)年4月～7月

(2) 調査対象と回答率

調査区分	対象	対象数	回答	回答率
学校調査	全ての公立学校	569校	569校	100%
教職員調査	フルタイムの教職員	15,078人	14,111人	93.6%

※本調査結果における学校種の表記方法および役職・職種等の分類について

学校種	本報告書における表記		役職・職種等	本報告書における表記
市町立小学校	市町立	小学校等	各学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭(学校勤務の方のみ)、助教諭、養護助教諭、講師、実習教員、寄宿舍教員、事務職員(県立学校の司書を含む)、学校栄養職員(学校勤務の方のみ)、学校看護師、技能労務職員	全教職員
市町立義務教育学校前期課程				
市町立中学校		中学校等		
市町立義務教育学校後期課程				
県立中学校	県立	中学校	主幹教諭、教諭、助教諭、講師	教諭等



3.結果の概要

(1) 勤務時間の適正化

- 時間外在校等時間が月45時間以下だった教諭等の割合は**前年比0.2pt増加**した。
- 「教材研究や授業準備、児童・生徒指導に充てる時間が増加したと思う」と回答した教諭等の割合は、40.8%で前年比1.5pt減となった。
- 時間外在校等時間が月80時間を超える教職員の割合は11.5%となり、**前年比2.9pt増**。校種毎でもっとも多いのは、**県立中学校**であった。
- 令和7年4月～7月の時間外在校等時間は、全体平均で前年よりやや増加し、依然として高止まりの傾向が見られる。

(2) 意識改革に向けた取組

- 退勤時刻を意識した業務の効率化に関する意識は全体的に低下傾向である。学校調査では、定時・通信制高校は3年間にわたり100%であるが教職員調査では73.5%であり、教諭等と管理職の意識の差が顕著である。

(3) 業務改善に向けた取組

- 時間外在校等時間に行われている業務の中で、教材研究・授業準備（54.8%）やクラス・学年業務（51.2%）が最も多く、教員の本来業務が時間外に及んでいる実態が浮き彫りとなった。

(4) 部活動指導の負担軽減

- 運動部の正顧問が前年と比較し0.8時間減少したものの、平均60.9時間と最も長い。
- 「栃木県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」の遵守について、学校回答はR7全体で95.7%が「徹底している」と回答し、高い意識を示している。しかし、教職員調査では「遵守している」がR7全体で56.5%と、学校回答（95.7%）と大幅な乖離がある。

(5) 学校運営体制

- ワーク・ライフ・バランスの満足度は、全体では「満足している」＋「どちらかといえば満足している」が64.7%で概ね満足している傾向。校種別の満足度は市町立中学校等が56.5%、県立中学校が47.8%と低い傾向。単独の「満足していない」は市町立中学校が14.5%と最も多く、中学校の改善余地が大きい。



調査概要

(1)勤務時間の適正化

前年比較

①時間外在校等時間が月45時間以下の教職員割合

【目標1】

時間外在校等時間が月45時間以下の
教員の割合：令和8年までに100%

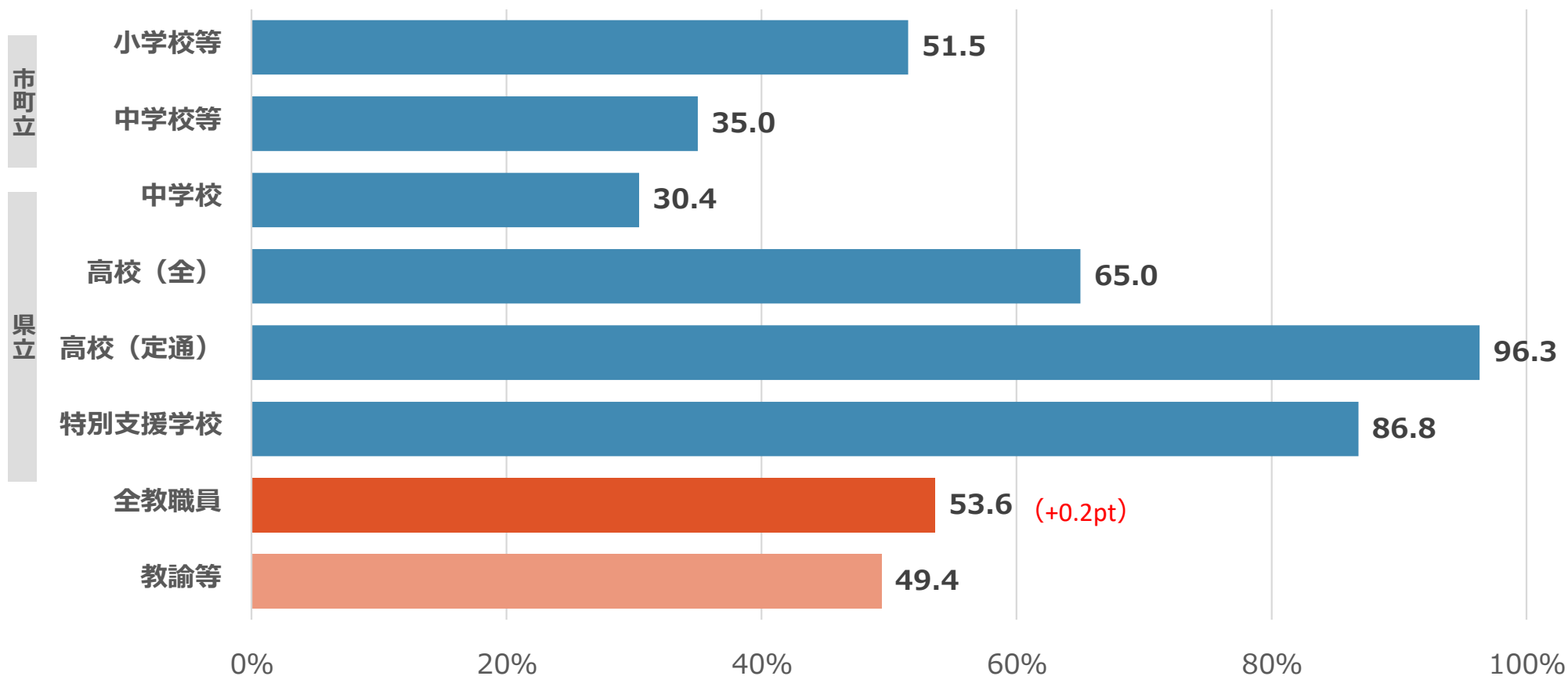
R7全体で53.6%であり、R6全体の53.4%から微増している（前年比0.2pt増）が、『令和8年までの目標100%』に対し、半数程度に留まっていることから目標達成には大きな課題が残されている。校種別に見ると、市町立中学校等が35.0%、県立中学校が30.4%と低い水準であり、特に中学校の改善が喫緊の課題である。



教職員調査

P7

時間外在校等時間が月45時間以下の教職員の割合





調査概要

(1)勤務時間の適正化

前年比較

②教材研究や児童・生徒指導に充てる時間が増加した割合

【目標2】

教材研究や授業準備、児童・生徒指導に充てる時間が増加したと思うと回答した教員：割合を増やす

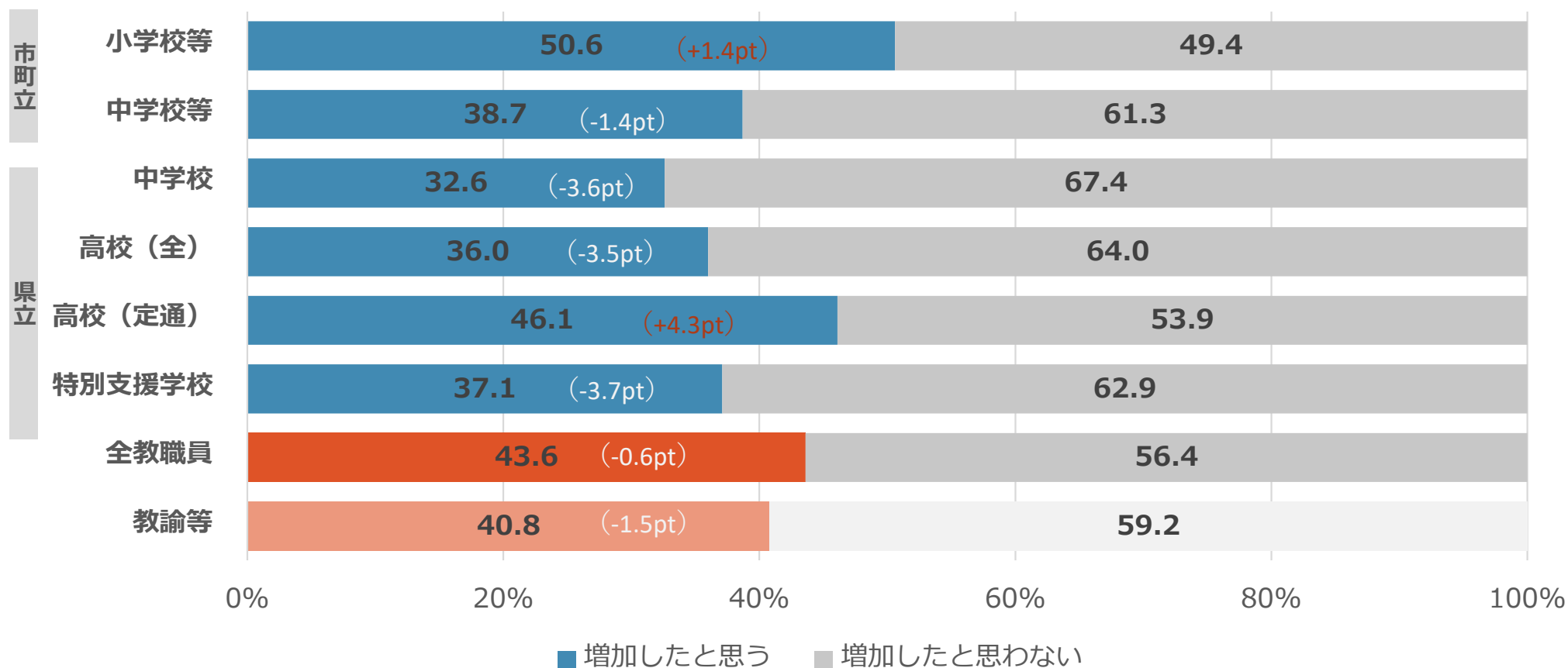
教材研究や授業準備、児童・生徒指導等に充てる時間が「増加したと思う」とする回答は全体で43.6%にとどまり、業務改善の効果が十分に実感されていない現状がうかがえる。（前年度比0.6pt減）特に県立中学校では「増加したと思う」が32.6%と低く、改善の取組が現場の実感につながっていない可能性がある。



教職員調査

P8

教材研究や授業準備、児童・生徒指導に充てる時間が増加したと思うと回答した教員





調査概要

(1)勤務時間の適正化

③時間外在校等時間が月80時間超の教職員割合

前年比較

【中間目標】

時間外在校等時間が月80時間超の教員の割合：令和6年までに0%

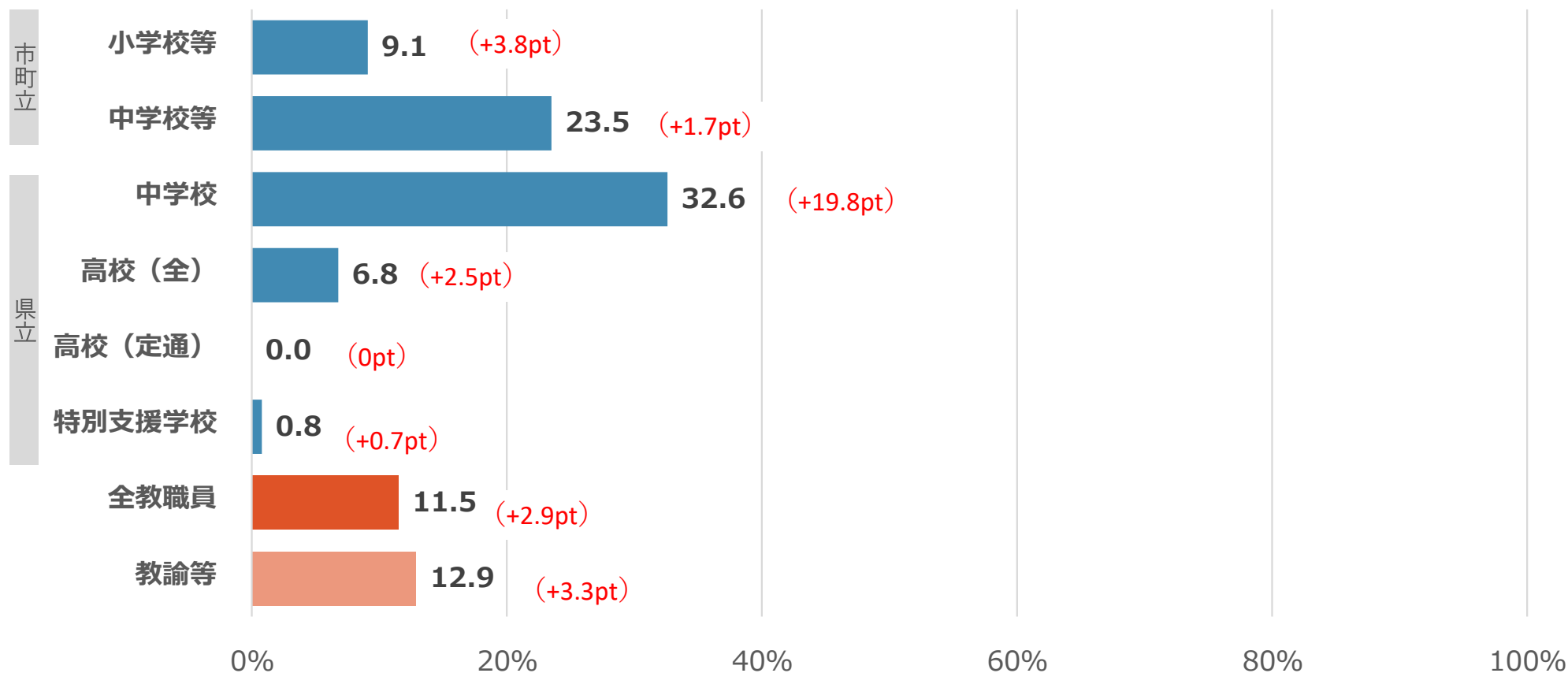
令和6年度までに「時間外在校等時間が月80時間超の教員の割合を0%にする」という目標に対し、全教職員・教諭等ともに昨年度より増加しており、目標達成には至っていない。



教職員調査

P9

時間外在校等時間が月80時間超の教職員の割合





調査概要

(1)勤務時間の適正化



前年比較

④令和7年4月～7月の時間外在校等時間の状況（学校種別）

全 体

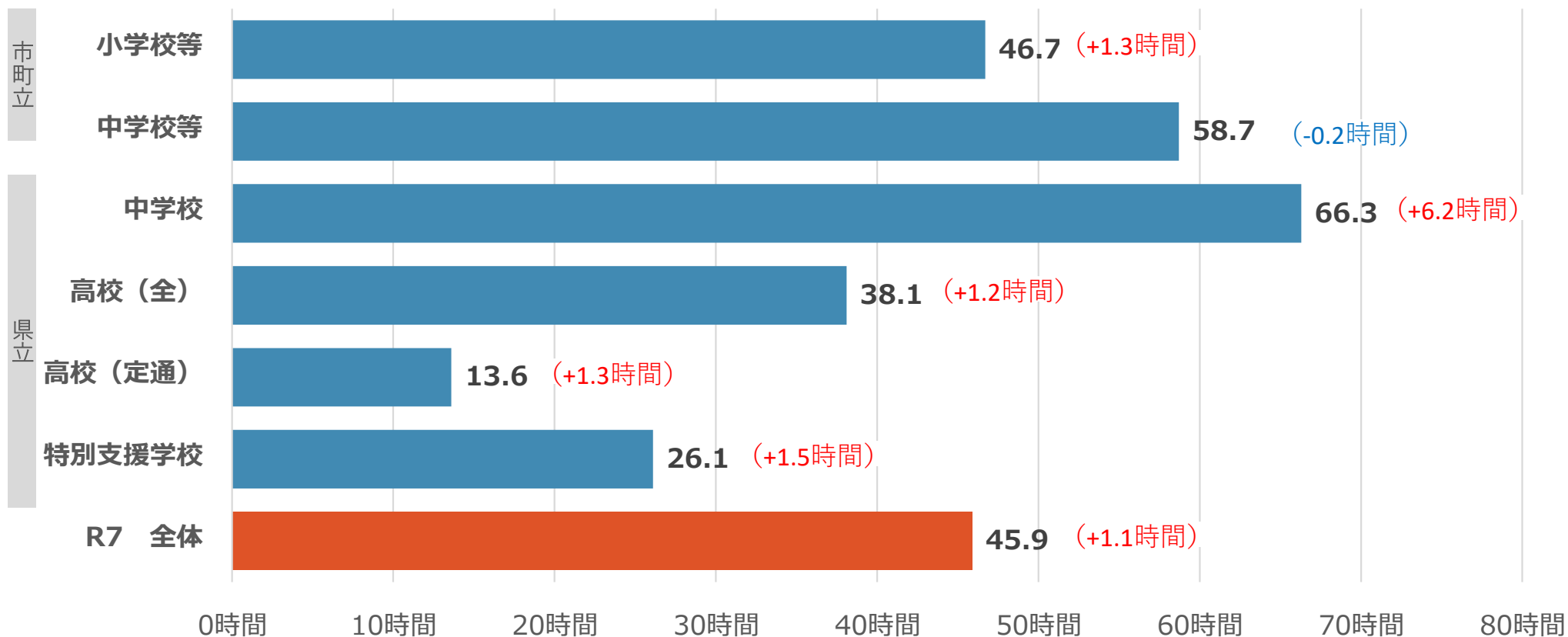
令和7年4月～7月の時間外在校等時間は、全体平均で前年よりやや増加し、依然として高止まりの傾向が見られる。特に県立中学校では4～7月の平均時間が66.3時間と最も長く、教職員の長時間勤務が続いている。校種間格差が依然大きく、今後の重点的な対策が求められる。



教職員調査

P10

校種別時間外在校等時間（平均）



(時間)



全 体

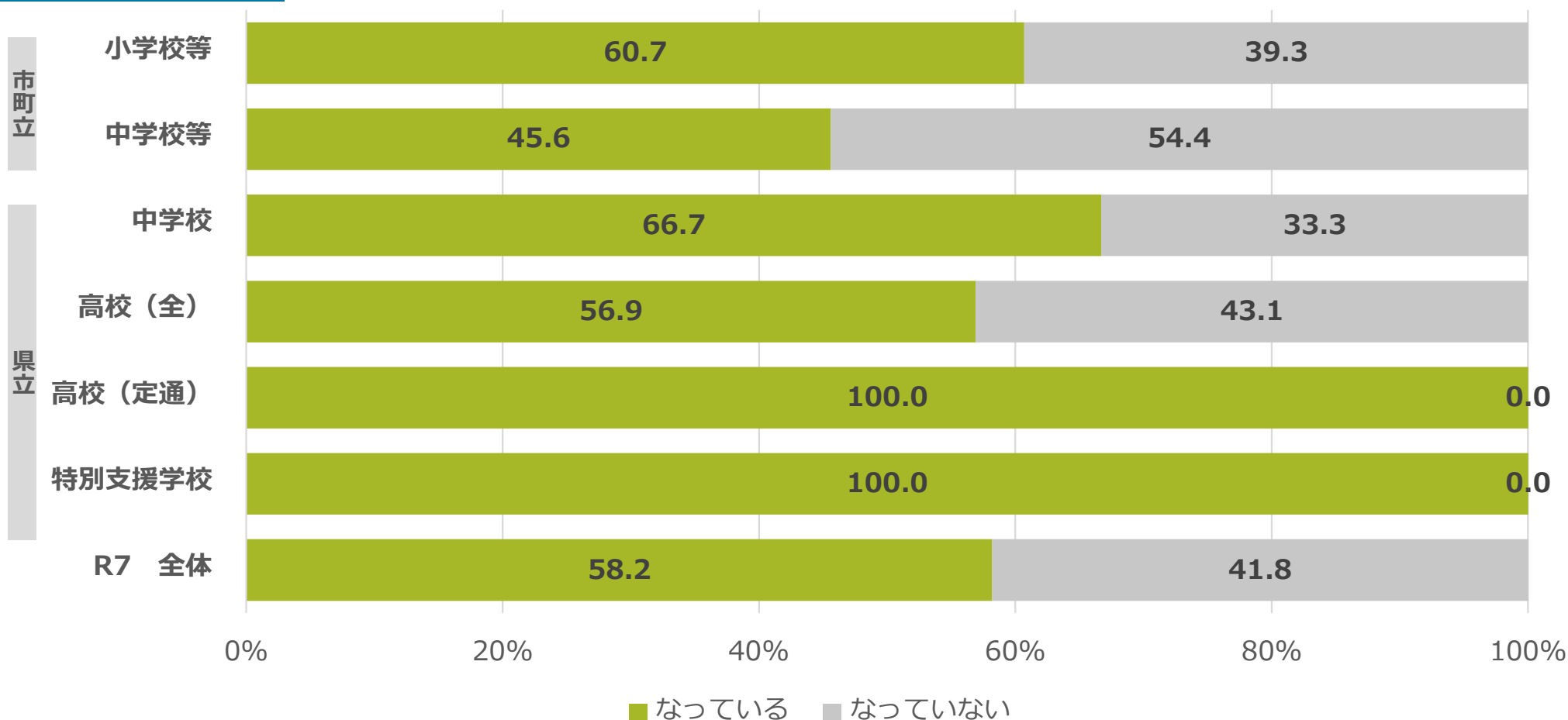
勤務間インターバルを意識した出退勤に「なっている」と回答した学校が全体の約58%を占めており、一定の改善が進んでいる様子がうかがえる。一方で、特に市町立中学校等では「なっていない」とする回答が過半数（54.4%）を占めており、学校種によって取組に差があることも明らかとなった。改正指針の中に、「勤務間インターバルの取組を進めること」と記載されている。今後はこれを意識した働き方が求められる。



学校調査

P7

Q.勤務間インターバルを意識した出退勤となっていますか。





全体

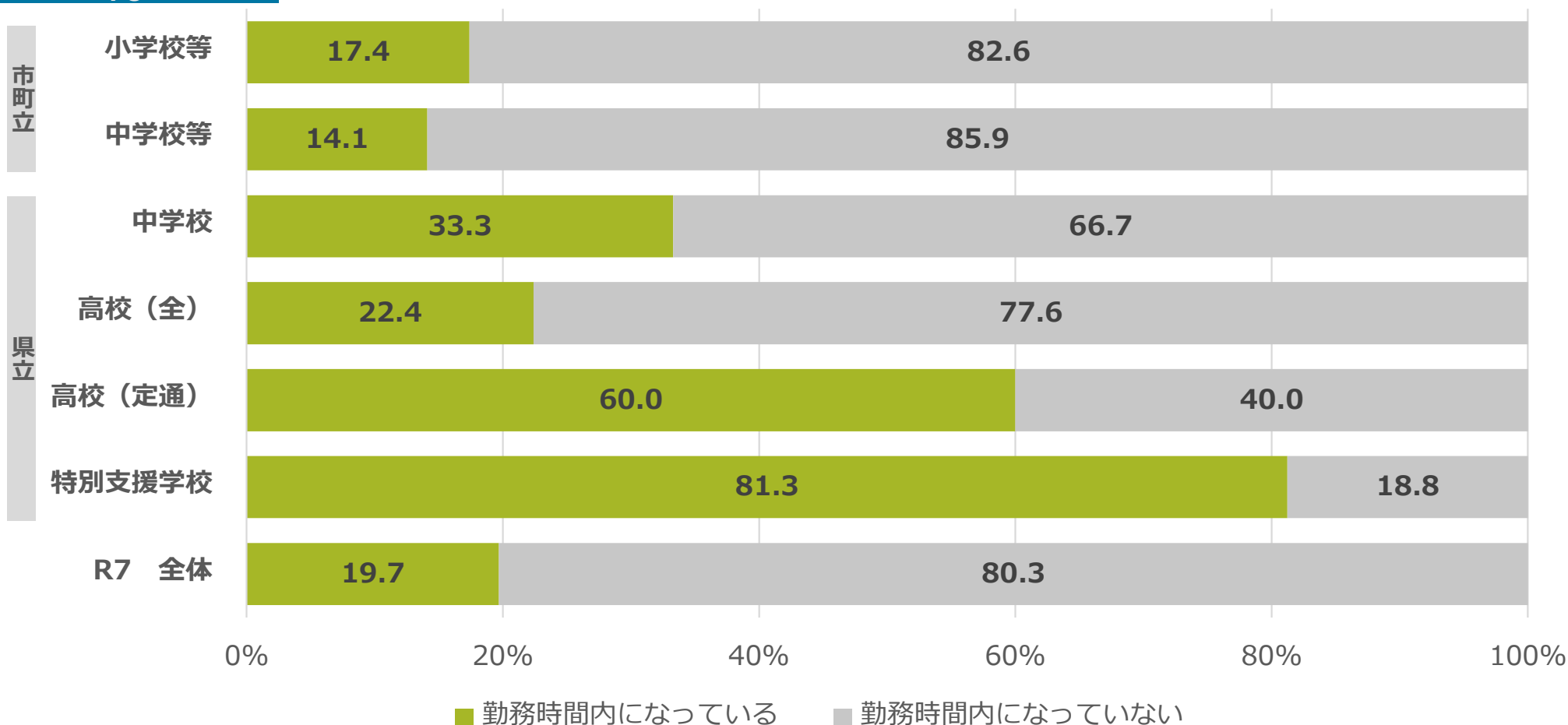
児童生徒が校内に入る時刻が教職員の勤務時間外である学校が全体の約8割を占めていることが明らかとなった。特に市町立小学校等、中学校等ではその傾向が顕著であり、教職員が勤務前から対応を迫られている実態が浮き彫りとなっている。改正指針の中で、『児童生徒が登校すべき時間は教育職員の所定の勤務の開始時間より後にするものとする』と記載されており、児童生徒の登校時刻と教職員の勤務時間の整合性を図ることが急務である。



学校調査

P8

Q.朝、児童生徒が校内に入れる時刻は、教職員の勤務時間内になっていますか。





調査概要

(1)勤務時間の適正化

⑦時間外在校等時間の状況（勤続年数別）

全体

勤続年数5年以下の時間外在校等時間は、平均55.2時間と最も多い。勤続年数が長くなるほど、時間外在校等時間は短くなっている。4月はいずれの勤続年数においても時間外在校等時間が45時間を超えており、年度当初の業務が集中する傾向を分散させることが必要である。



教職員調査

P31

80時間超

80時間以下45時間超

45時間以下30時間超

30時間以下

勤続年数 月別	5年以下	6～10年	11～20年	21～30年	31年以上
4月	58.2	55.0	51.4	51.8	45.1
5月	59.0	54.6	51.3	50.5	44.3
6月	58.2	53.5	50.0	50.0	44.3
7月	44.6	41.6	39.3	39.4	35.3
R7平均	55.2	51.3	48.0	48.0	42.3
R6平均	53.7	49.8	46.4	46.6	42.8

(時間)



調査概要

(2)意識改革に向けた取組

①業務効率化の意識定着 – 学校調査・教職員調査比較

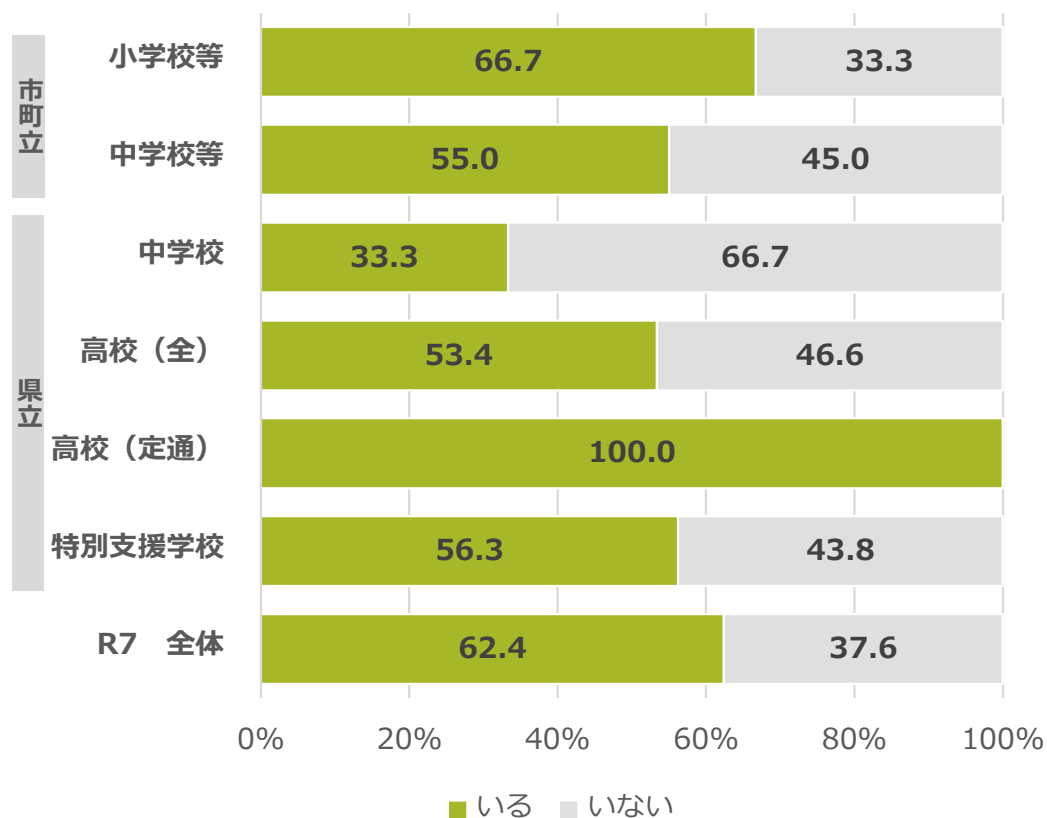
全 体

学校調査では、「意識が定着している」とする回答は全体で62.4%である。一方、教職員調査では、55.1%と回答に差がある。特に定時・通信制高校は学校調査では「意識が定着している」とする回答が100%であるが教職員回答では73.5%にとどまっており、教諭等と管理職の意識の差が顕著であり、改善の余地が十分ある。



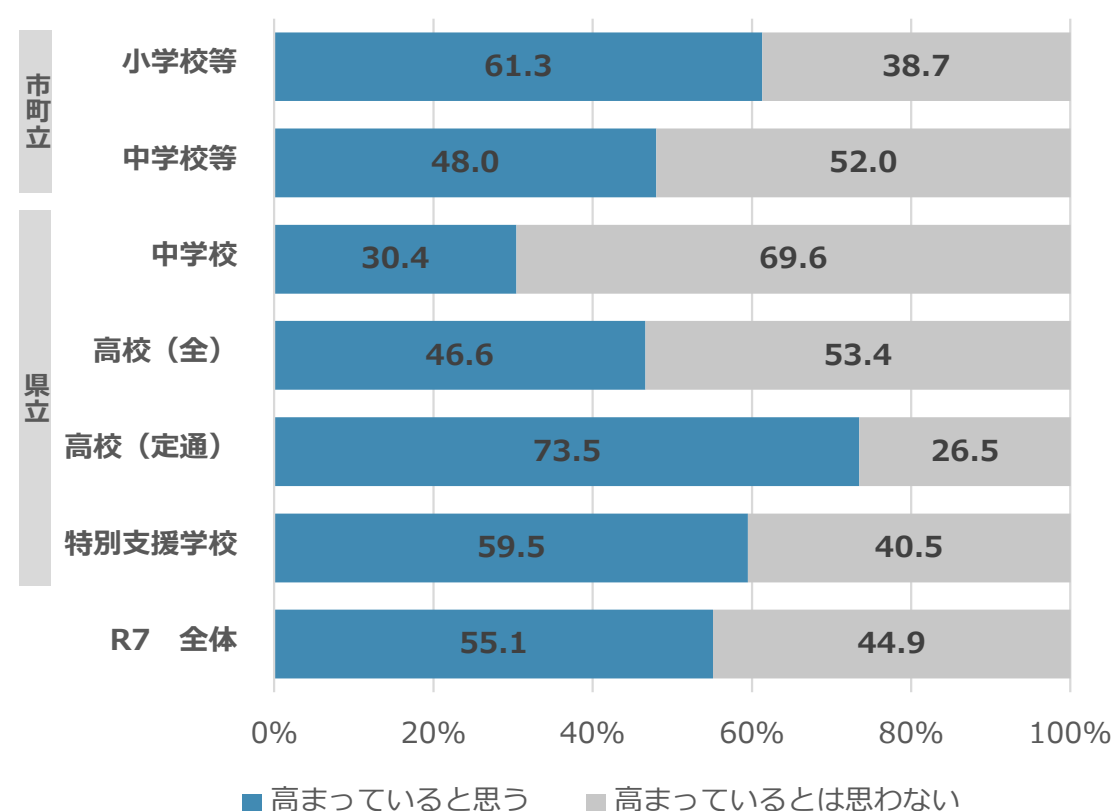
学校調査 P9

Q.貴校では、退勤時刻を意識して、その時刻に間に合うよう業務を精選・効率化するという意識が定着していますか。



教職員調査 P36

Q.退勤時間を意識し、その時刻に間に合うように業務を精選・効率化するという意識が高まっていると思いますか。





調査概要

(3)業務改善に向けた取組

①時間外在校時間に行った業務

全 体

時間外在校等時間に行われている業務の中で、教材研究・授業準備（54.8%）やクラス・学年業務（51.2%）が最も多く、教員の本来業務が時間外に及んでいる実態が浮き彫りとなった。部活動については、全体では27.6%であるが、中学校や高校（全日制）では高い割合を占めており、部活動の負担軽減が求められる。



教職員調査

P41

割合 (%)	全体	市町立		県立				
		小学校・ 義務教育 (前期)	中学校・ 義務教育 (後期)	中学校	高校		特別支援学校	
					高等学校 (全日制)	高等学校 (定時・通信制)		
教材研究・授業準備	54.8	63.1	46.6	40.0	45.0	48.6	58.0	
クラス・学年業務	51.2	63.1	46.5	62.5	29.4	31.7	51.2	
文書作成（報告書など）	45.9	54.2	32.8	25.0	36.0	40.1	62.4	
部活動指導	27.6	1.4	66.6	52.5	51.4	10.6	1.1	
テスト作成・採点	22.9	24.4	18.6	32.5	36.3	21.1	2.3	
保護者対応	14.3	19.1	15.9	7.5	6.7	12.0	2.8	
児童・生徒指導	15.1	14.5	20.9	12.5	14.6	12.0	3.1	
その他の分掌業務	10.1	11.1	8.1	15.0	8.8	13.4	13.1	



調査概要

(3)業務改善に向けた取組

②業務の平準化 – 学校調査・教職員調査比較

全 体

「業務の平準化」について、学校回答では全体で88.0%が「図られている」と回答しているが、教職員回答では「図られている」が全体で53.9%と、学校回答と大きな差がある。今後は、各学校において、より一層の平準化に向けた取組が求められる。

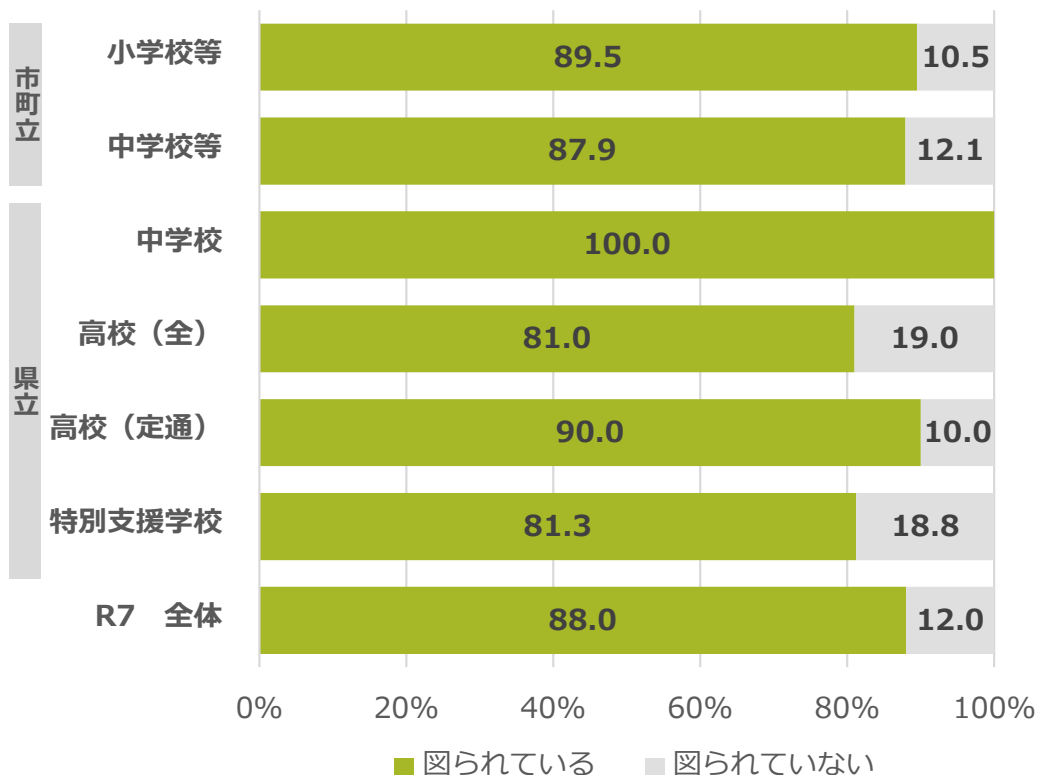


学校調査 P13

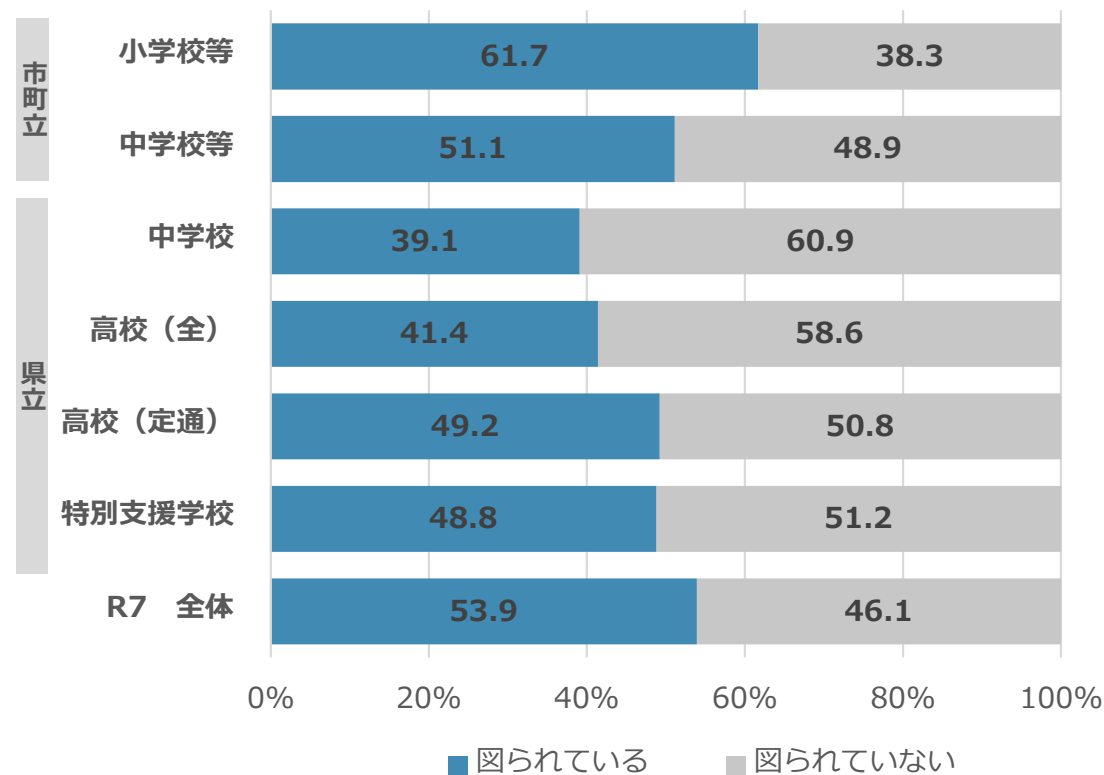


教職員調査 P39

Q.校務分掌等における業務分担の平準化が図られていますか。



Q. 校務分掌等における業務分担の平準化が図られていますか。





調査概要

(4)部活動指導の負担軽減

①部活動担当者の時間外在校時間

全 体

運動部正顧問の時間外在校等時間は、前年度と比較し0.8時間減少したものの、平均60.9時間と最も多い。今後、運動部正顧問の負担軽減が求められる。



教職員調査

P45

80時間超

80時間以下45時間超

45時間以下30時間超

30時間以下

部活動指導 月別	部活動を含めた全ての時間外在校等時間の合計（時間）				
	正顧問		副顧問		部活動の担当無し
	運動系	文科系	運動系	文科系	
4月	65.0	48.4	52.2	47.8	47.5
5月	65.4	48.5	52.8	47.4	46.4
6月	62.8	47.7	52.1	47.8	46.4
7月	50.2	42.1	41.0	39.0	34.6
R7平均	60.9	46.7	49.8	45.5	43.8
R6平均	61.7	45.1	48.9	43.0	41.7

※ 主幹教諭、教諭、助教諭（常勤のみ）、講師（常勤のみ）で集計



調査概要

(4)部活動指導の負担軽減

②「栃木県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」の遵守状況 - 学校調査・教職員調査比較

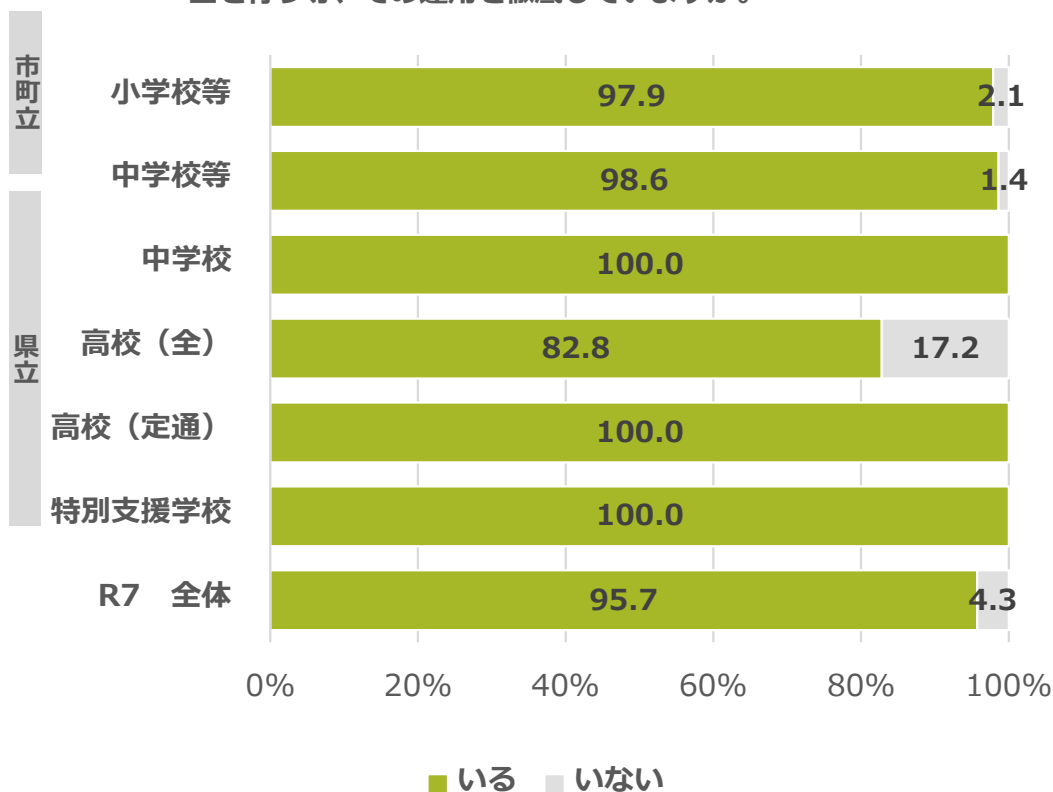
全 体

「栃木県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」の遵守について、学校回答はR7全体で95.7%が「徹底している」と回答し、高い意識を示している。しかし、教職員調査では「遵守している」がR7全体で56.5%と、学校回答の数値と大幅な乖離がある。この大きな認識の差は、形式的な設置に留まり、運用が徹底されていないことを示唆しており、実効性を高めるための指導とチェック体制の強化が喫緊の課題である。



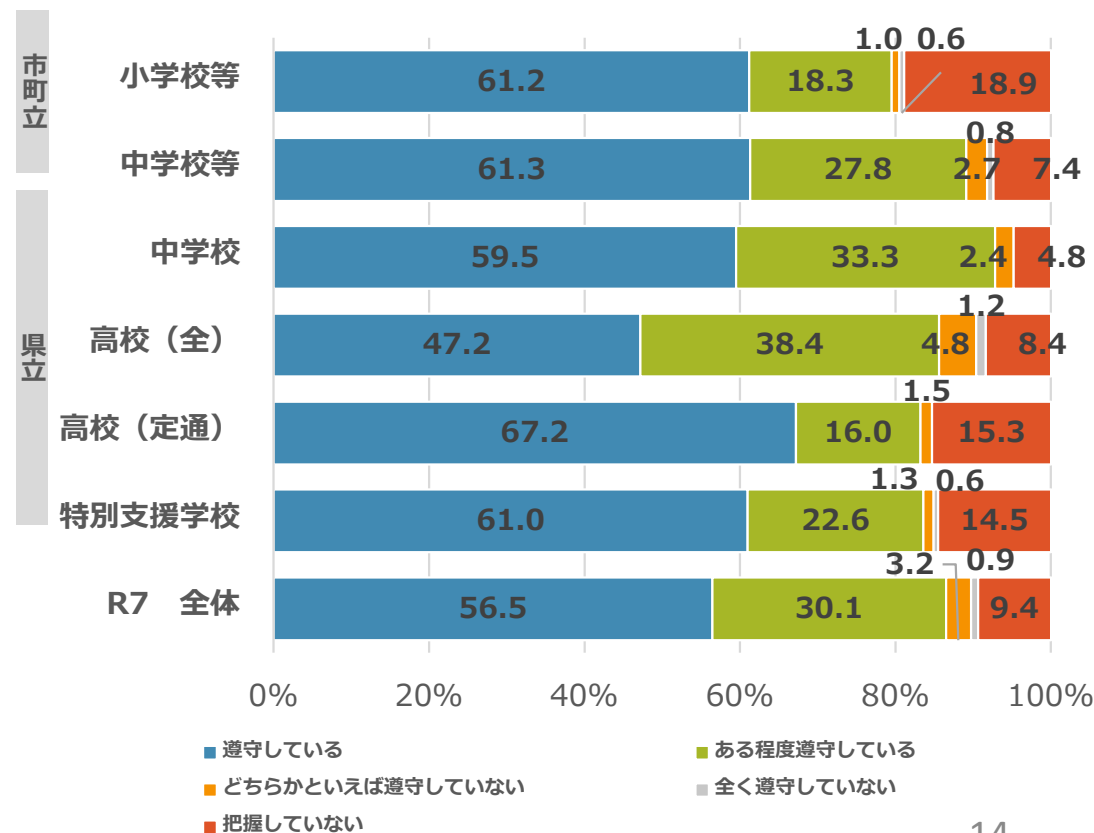
学校調査 P23

Q.「栃木県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に基づいた部活動の活動時間・休養日を適切に設定するとともに、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底していますか。



教職員調査 P48

Q.あなたは、「栃木県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に基づいた部活動の活動時間・休養日を把握し、遵守していますか。





全 体

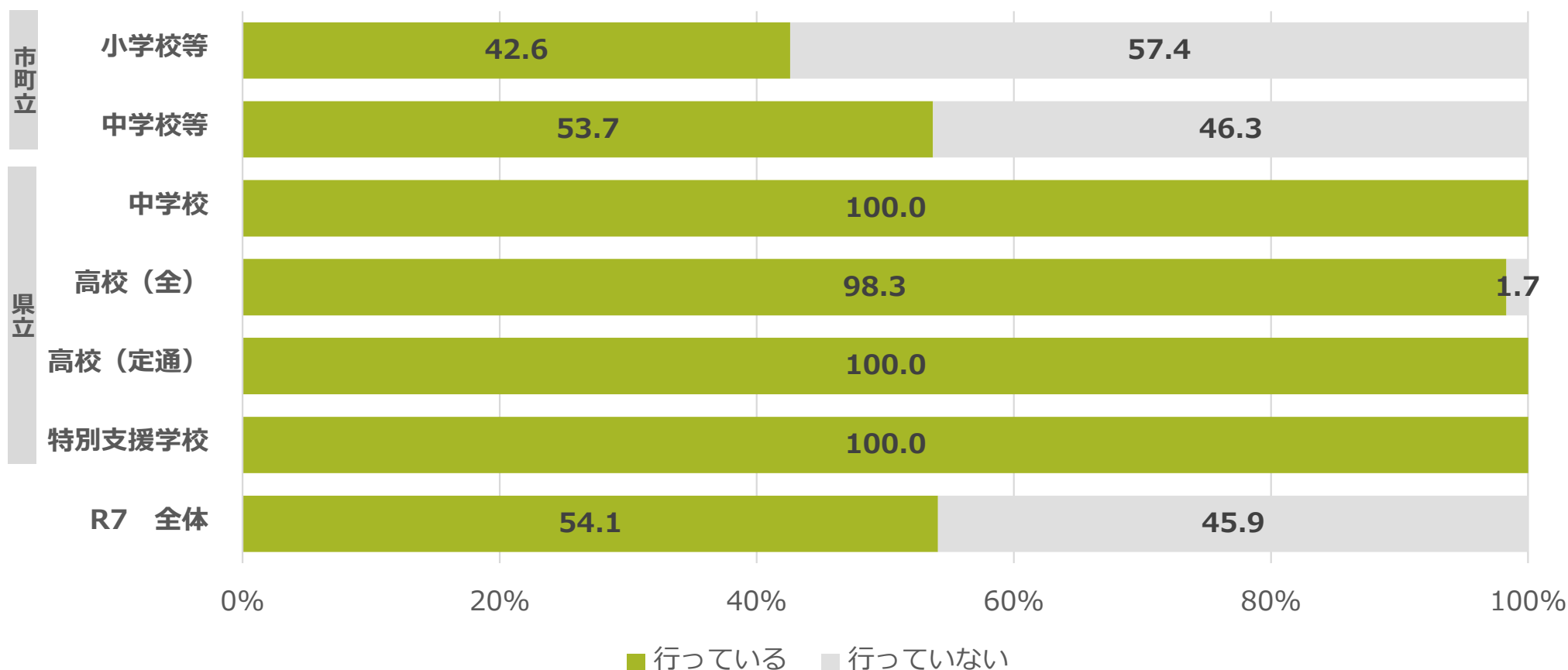
衛生委員会等を活用した教職員の健康保持・増進に関する話し合いは、全体では約54%の学校で実施されている。県立中学校、高等学校（定時・通信制）、特別支援学校では100%の実施率であり、体制が整っていることがうかがえる。一方、市町立小学校等では「行っていない」が57.4%と過半数を占めており、取組の遅れが見られる。なお、教職員が50人以上の職場では、衛生委員会の設置が義務となっている（労働安全衛生法第18条）。



学校調査

P27

Q.衛生委員会または既存の校内委員会を活用し、教職員の健康障害防止や健康保持増進の対策等の話し合い（意見交換や審議）を行っていますか。





調査概要

(5)学校運営体制

②ワーク・ライフ・バランスに関する満足度

NEW R 7 新規

全体

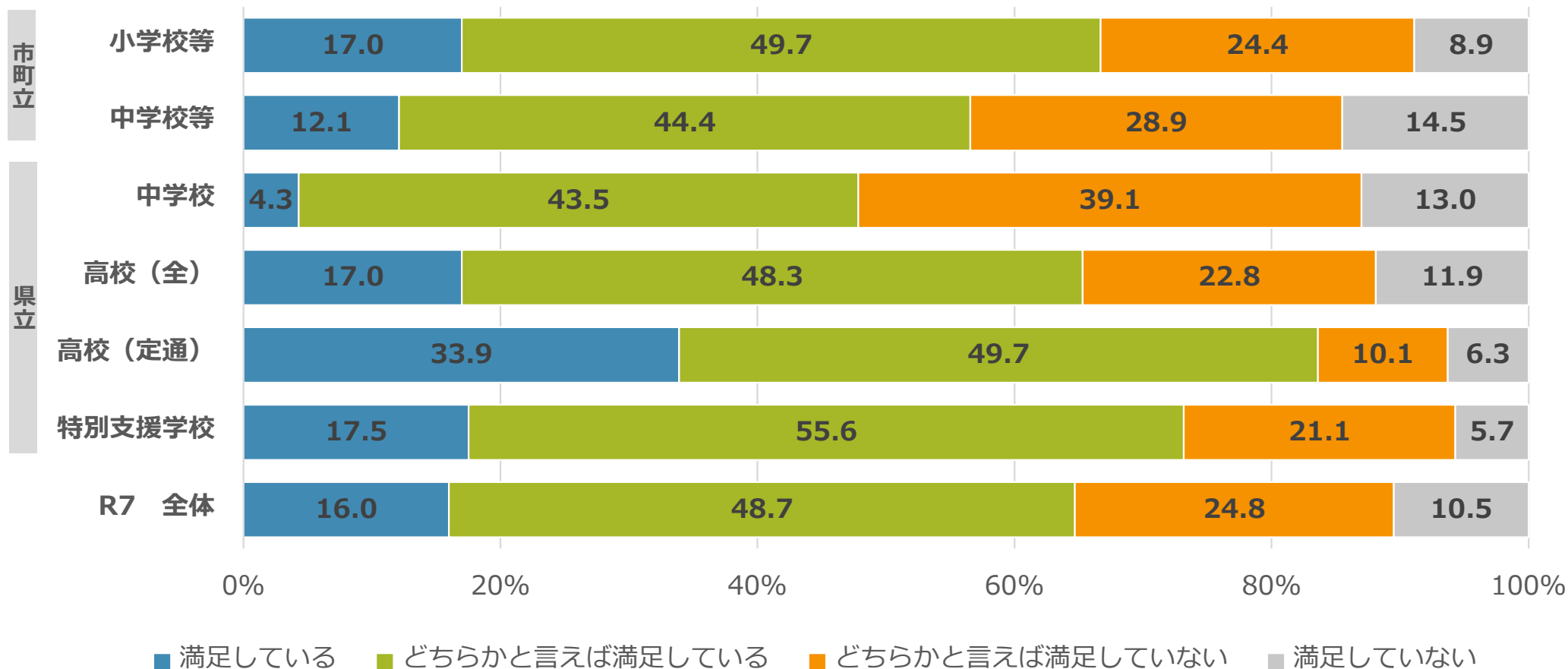
「満足している」に「どちらかと言えば満足している」を加えた値は、全体で64.7%で概ね満足している傾向である。校種別では高等学校（定時・通信制）が満足側83.6%で最も高い。一方、中学校での満足側は、市町立56.5%、県立47.8%と半数程度となっている。「満足していない」は特別支援学校5.7%が最小、市町立中学校等の14.5%が最大で、中学校系の改善余地が大きい。



教職員調査

P50

Q.あなたは、仕事と仕事以外の生活とのバランスに満足していますか。





全 体

教職員の働き方改革について学校運営協議会や学校評議員会などで話し合っている学校は全体で73.5%である。一方で、特別支援学校や高等学校（全日制）、県立中学校では「話し合っていない」とする回答が3割を超えており、協議の場の活用に課題がある。改正指針の中でも、業務管理・健康措置に関して学校運営協議会の承認を得ることになっており、学校運営協議会や学校評議員会が一層重要になっていくと考えられる。



学校調査

P29

Q.教職員の働き方改革について、学校評議員会や学校運営協議会などで話し合っていますか。

